

# 第 1 5 7 3 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 3 1 年 2 月 5 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 0 5 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (議決事項)

第 20 号 「県立高校魅力化ビジョン」(案)について(学校企画課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第 83 号 平成 30 年度島根県学力調査結果概要について(教育指導課)  
第 84 号 平成 31 年 3 月県立高校卒業予定者の就職内定状況(12 月末)について  
(教育指導課)  
第 85 号 平成 31 年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果  
について(教育指導課)  
第 86 号 平成 30 年度優良公民館及び公民館職員表彰(教育長表彰)について  
(社会教育課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

第 21 号 使用料、手数料等の額の改定等に関する条例について(総務課)  
第 22 号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等について  
(総務課・学校企画課)  
第 23 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項にかかる  
教育委員会の意見について(総務課・保健体育課)  
第 24 号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の  
一部改正について(学校企画課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第 87 号 平成 31 年度当初予算案及び平成 30 年度 2 月補正予算案(初日上程分)  
の概要について(総務課)  
第 88 号 平成 31 年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験結果  
について(学校企画課)  
\_\_\_\_\_ 以上原案のとおり了承

## Ⅱ 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

新田教育長 藤田委員 浦野委員 出雲委員 真田委員 林委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

高橋教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
丹羽野参事	公開議題
仁科総務課長	全議題
小村総務課上席調整監	公開議題
高宮教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題
	議決第22・24号、報告第88号
柳楽県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題
濱村地域教育推進室長	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
村松教育指導課上席調整監	公開議題
佐藤特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
日野健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
江角人権同和教育課長	公開議題
萩文化財課長	公開議題
山根世界遺産室長	公開議題
稲田文化財課調整監	公開議題
米原福利課長	公開議題
岩田総務課予算経理 GL	議決第21・22号、報告第87号
清水総務課給与 GL	議決第22号、
堀学校企画課企画幹	議決第22・24号
繁田学校企画課企画幹	議決第22号
中西学校企画課企画幹	議決第24、報告第88号

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
瀧総務課人事法令グループリーダー	全議題
小村総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

新田教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	4 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	2 件
	その他事項	0 件
署名委員	林委員	

(議決事項)

第20号 「県立高校魅力化ビジョン」(案)について(学校企画課)

○柳楽県立学校改革推進室長 これまでの経緯である。平成30年12月20日までの経緯については、前回のこの委員会で説明し、パブリックコメントや地域別公聴会でいただいた意見などを踏まえた修正案を協議した。本日は、修正案を審議いただきたい。

ビジョンの修正案について、別冊資料のビジョン(案)をご覧ください。

5ページに高校魅力化コンソーシアムを構築していく、6ページに高校魅力化コンソーシアムのイメージ図を記載している。前回、出雲委員から、コンソーシアムという言葉についての説明があったほうよいと意見をいただいた。5ページの下脚注2に、2つ以上の個人、企業、団体、政府等(あるいはこれらの任意の組み合わせ)から成る団体で、共同で何らかの目的に沿った活動を行うために結成されるという説明を加えた。

17ページでは専門高校の具体的な取り組みについて記載している。丸の3つ目の1ぼつ、6次産業等について実践的に学ぶことができる共同課題研究の6次産業という言葉について、真田委員から説明があったほうがよいのではないかと意見をいただいたので、このページの下脚注に、1次産業の農林漁業と、2次産業の製造業、3次産業の小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、新たな付加価値を生み出す取り組みという説明を加えた。

また、丸の4つ目、SPH、スーパープロフェッショナルハイスクール、15ページに記載している普通高校の具体的な取り組みの丸の1つ目、SSH、スーパーサイエンスハイスクール、SGH、スーパーグローバルハイスクールについても、教育関係者以外にはわかりにくい言葉ではないかというご意見をいただいた。これについても、後ろの参考資料に説明の追加をした。

44ページ、45ページを見開きでご覧ください。SSH・SGH・SPHの概要を挙げている。これらは国の事業である。まずSSH、スーパーサイエンスハイスクールは、平成14年度から始まったものである。将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数系教育を実施する高校が指定をされている。事業が始まった当初は3年間の指定であったが、現在は5年間の指定となっている。今年度は全国で204校が指定されており、県内の県立高校では出雲高校が、平成34年度まで、益田高校が33年度までの指定を受けている。過去には松江東高校が平成15年度から22年度まで指定を受

けていた。指定された高校における取り組み等についてはイメージ図をご覧いただきたい。

2番目のSGH、スーパーグローバルハイスクール、これは平成26年度から始まったもので、国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携し、グローバルな社会問題を発見、解決し、さまざまな国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む、こういう高校が指定されている。今年度は全国で123校が指定されており、県内の県立高校では出雲高校が今年度まで、隠岐島前高校が平成31年度までの指定を受けている。

次に3番、SPH、スーパープロフェッショナルハイスクール、これは社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技術を身につけ、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取り組みを行う、こういう専門高校が指定をされている。今年度は全国で31校が指定をされているが、県内においては指定されている高校はない。

以上、前回の意見を踏まえた追加で、ビジョンの修正案である。

もとの資料の1ページのほうに戻り、3番のビジョンの実践である。

(1)で関係機関等への周知であるが、概要版を作成して、このビジョンと一緒に開示するとともに、ホームページへの掲載、年度末から年度初めのさまざまな会議の場を通じての説明、学校訪問等によって周知を図っていく。

(2)関係機関等との連携で、コンソーシアムの構築や地域課題解決型学習、しまね留学などにおいては、市町村や大学などとの連携が大変重要なので、教育魅力化推進チームの伴走等を通じて、連携を図っていきたいと考えている。

また、(3)ビジョンの推進で、在り方検討委員会からも着実に進行する取り組みをと提言をいただいているので、庁内においてさまざまな取り組みの状況が把握できる体制により進めていきたいと考えている。

○藤田委員 一番危惧していた関係機関への周知でだが、概要版等々の作成も行われるので、周知が図れるかなと安心している。例えば学校訪問等とあるが、これは県内の県立高校を全て回るような日程であろうか。

○柳楽県立学校改革推進室長 現段階では計画段階であるが、特にコンソーシアム等の設営等がより難しそうな市部等を中心に考えている。最終的には全県を回りたいと考えている。

○新田教育長 教育委員会の中、あるいは学校の中だけではなくて、関係される方々に理解とご協力を求めていくことで、しっかりとこの辺は取り組んでいきたいと思っている。

———原案のとおり議決

(報告事項)

第83号 平成30年度島根県学力調査結果概要について(教育指導課)

○常松教育指導課長 結果概要の冊子をご覧いただきたい。

まず、2の1、実施の概要について。目的は、学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習状況及び学習や生活に関する意識や実態を把握すること、また、4月に実施した全国学力・学習状況調査で明らかになった課題の改善状況の検証の2つである。実施が平成30年12月11、12の両日で行われた。

3番、実施校。小学校が公立小学校と県立特別支援学校小学部を合わせて204校、中学校は公立中学校と県立特別支援学校中学部を合わせて100校、それから義務教育学校1校であった。

4番、実施学年・教科・人数について。今年度から学年と教科を絞り全額県費負担で実施をした結果、全19市町村が参加した。割合が100%になっていないのは当日の欠席、それから後日実施等の児童生徒がいたためである。ほぼ全員が参加をした状況になっている。

次に、県調査の考え方・特徴についてである。1つ目、全国調査と県調査をつなげたPDCAサイクルの構築を推奨しているということである。2つ目は、教科に関する調査は、平成27年度より県独自のオリジナル問題を作成している。

2の2をご覧いただきたい。3点目、生活・学習に関する意識調査では、全国調査の質問項目や過去の県調査と同じ質問項目を設定して調査をしている。

用語については、そこに挙げたとおりである。

そして、公表する結果については、既に教育指導課のホームページで、以下、(1)から(4)のものを掲載している状況である。

続いて、2の3、全国調査で見られた主な課題の改善状況についてである。改善が見られた事項に算数の勉強は好きだとあるが、小学校6年生において、算数の勉強が好きだという項目に肯定的回答をした児童が4月の全国調査と比較して上昇している点である。

63. 1%ということで、ほぼ全国並みの値となっている。一方、算数の授業内容はよくわかるについては、4月より若干下がったという状況になっている。

続いて2の4、国語に関してであるが、国語の書くことに関して表現を工夫し、伝えたいことを明らかにして書くということに改善が見られている。小学校においては、読み手にわかりやすい表現や効果的な表現を工夫して書くことが改善されつつある。また中学校では、集めた材料を分類・整理し、文章を構成したり伝えたいことを明らかにして書くということに改善が見られている。

そこに2つ例題を挙げているが、特に一番下の38字ぐらいのものはかなり正答率が上がっているが、資料をもとに情報を整理して書くことや条件、それから文字数が多くなってくるとまだまだ課題が残っているという状況である。

続いて、2の5をご覧ください。中学校2年生の数学に関して、データの特徴から資料の説明をするという問題について改善が見られている。また、無回答率も11.6%で減少している。特に下の2番、グラフを見てどちらを選ぶのか理由をつけて書きなさいということで、かなりの生徒が答えられる。これはどちらの生徒を選んでもいいのだが、回答ができていたという状況である。

続いて、2の6、英語に関してである。まとまりのある英文の概要や要点を読み取る力はおおよそ定着している。まとまりのある英文を読んでその概要、または要点をあらわす絵や選択肢を選ぶことができおり、例を挙げている問題では8割近い正答率であった。

2の7、引き続き改善が必要な事項について。家庭学習時間に関するものである。中学校2年生の学校の授業時間以外に、平日に勉強する時間が1日当たり1時間以上の割合が54.2%で、ほぼ昨年と同じであった。その学年が小学校6年のときからどのように変化しているのかというグラフが左側である。ご覧のとおり、小6、中1、さらに中2と、徐々に学習時間が減少している。実は、現在の中3生も全く同じような動きをしていて、現在の中3生はこの4月、中2のときよりも約6ポイントは上昇するが、全国的に見ると、学習時間に課題があると言わざるを得ない。各市町村、教委、それから学校現場ではいろいろと工夫をして取り組んでいるが、まだまだ成果があらわれないという状況である。

その下の国語、読むことについてである。記述式問題に関する無回答率は年々減少しており、記述することへの抵抗感は薄らいできていると思われる。しかし、小学校では、そこに例示した問題のように、目的や条件に合わせて表現するために文章中の必要な表現を捉えることに引き続き課題がある。いわゆる読み取る力というところに少し課題がある



と思われる。

2の8をご覧いただきたい。算数、数学においては割合や比の意味理解に課題があると言える。上の問題は小学校6年生の問題で、円グラフを読み取り基準量と割合から比較量を求めるという問題である。これは、全体で160人いて、アンケートをとった結果の割合が円グラフになっている。ここからゴーカートを選んだ人数を出すのだが、正解は160掛ける0.15である。しかし、ゴーカートの割合の15を見て、そのまま15人と答えてしまう生徒が31%近くいるという状況である。

その下の問題は中学校2年生の円周と扇形の弧の長さの関係から中心角を求めるという問題である。これは非常に正答率が低くて10.5%で、やはりこういう割合、比に小学、中学とも課題が見られる。これは毎年こういう傾向があるので、今後きちっと対策を立てていかなければならないと思っている。

2の9、中学校の英語の書くことについてである。語彙や文の構造はおおよそ正しく理解できているが、それらを活用して場面や状況に応じた英文を書くことに関して課題があると言える。特に、与えられた情報を整理し、まとまりのある英文を書くことに苦手意識を持っている生徒が多いと思われる。約3分の1が無回答という状況である。実は高校入試でもこれと同様の、もう少し語数の多い問題を出題しているが、やはり正答率が低く無回答率も高いということであるので、2年生あたりからしっかり対策を立てていかないと、3年生になってもなかなか対応できないということが言える。

さらに、2の10から12に、教科に関する調査と生活・学習に関する意識調査のクロス分析結果について載せている。

まず、10ページの上部、授業では自分の考えを発表する機会を与えられていると思うに関しては、相関関係となって正答率が高いと思う。

それから、2の11の真ん中である。算数・数学の勉強は好きだということに関しては、当然であるが、正答率と強い相関関係が見られている。

それから、2の12の一番下である。メディア利用と正答率の関係ということで、スマートフォンや携帯電話など、メディア利用の時間が短い児童生徒ほど正答率が高い傾向にある。

このことに関連して、お配りしている資料ではないが、普段1日当たり携帯電話やスマートフォンを使う時間を調査しているのだが、中2生においては、1時間以上使う生徒の割合が60%を超えている。小5、小6、中1、中2と比べていくと、非常に中2のスマ

ートフォン等を使う時間が長い。特に、中には4時間以上使う生徒が7.3%いる状況で、これが先ほどの家庭学習時間の少ない要因の一つになっているのではないかと考えられる。

最後に2の13、今後の対応についてである。これも全国学調のときからの対応と同様のものであるが、1つは、県学調の分析結果をもとに全ての小・中学校を対象した結果説明会、これらを生かして各学校が組織的な授業改善や個別指導が進められるように働きかけていきたいと思う。

2つ目は、小・中学校において新学習指導要領に対応した、いわゆる主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を進めていくということである。来年度は埼玉県と連携し、協調学習の考え方を取り入れた授業改善の取り組みを小中高通じて実施していきたいと考えている。また、そうした取り組みを教育情報紙等による情報発信、新学習指導要領説明会などにおいて広めていきたいと思っている。

3つ目は、授業改善のポイント等を平成31年度、各教科等の指導の重点という冊子にまとめて全ての小・中学校に配付をしたいと思っている。

4つ目は、家庭学習の充実に向けて、中学校への訪問指導などを通じて、授業と家庭学習が一体化するような効果的な家庭学習のあり方について指導し、改善を促していきたいと思っている。

○浦野委員 2の8で、割合や比の意味理解、算数・数学の問題で分析がされているが、上の小6の問題については正答がこれこれで、こういう間違いがあったと記されているが、下の中2の問題では、どういう間違いがあったのかということは全然記されていない。同じページに上と下で微妙に違う。

○常松教育指導課長 類型回答の結果で、どういう間違い方をしたかということで特徴的なものがない場合には載せていない。上の場合には特徴的であったので載せたということである。ホームページに載せている資料には詳しく出ているが、これは概要として報告しているため特に特徴的なものについて載せた。

○浦野委員 何でお尋ねしたかという、中2の問題でやはり正答率が低いと思って解いてみたが、展開図に少し疑問がある。わざとこういうふう、違うようになっているのか。

○常松教育指導課長 わざとではないが、実はこの間説明会でも同じような指摘を受けた。答えが288になるところが、実際はかってみると240ぐらいになっている。それは、はかたり感覚で出すのではなくて、きちっと計算をして答えを導き出すので、見た目惑わされないように。決してわざとだまそうとしたわけではない。

○浦野委員 説明があった設問について試しに私も解いてみたが、正答に対して展開図の大きさが明らかに違っており、間違ってしまったかと誤認するようなものであった。子どもはこれだけ見ると、間違いかなと思う子もいるのではないのかなと思う。中心もちょっとずれているような、展開図なので、作成の段階でももう少し気を配ったらどうかと思った。

今年度、昨年度と学力育成会議で、各教育事務所に行き、各市町の教育長さんと意見交換をする機会があったが、全国学力調査の結果をもとに分析して、意見交換をした。毎回、最後に県としての取り組みを具体的に市町村に示してくれないかという話で終わり、県としての取り組みをすごく要望されるので、その点を県ではどのように受け止めて、どのようにしていこうかという話し合いがされているのかお聞かせ願えたらと思う。特に家庭学習だが、市としてはいろんな手を尽くしてが、数値としては伸びていない。なかなか改善できないという話であるが、県のほうの取り組みとしてはいかがであろうか。

○常松教育指導課長 家庭学習については、課題をたくさん出せばいいのかという問題でもないとは思っている。県としては、児童生徒、特に中学生あたりが、なぜ学ぶ必要があるのかとか、なぜ家庭学習が必要であるのか、そういった必要性を感じてみずからが取り組んでいくようになってほしいと思っている。

今年度から学びの力向上チャレンジセミナーで、中学校の2、3年生を集めて、学ぶ意義とかについて県内53名の中学生が江津の少年の家に集まり、いわゆる教科の勉強をするのではなく、学ぶことの意味や、なぜ学ぶのかとかを2泊3日の研修でやった。恐らく学校に帰ってクラスメートに伝えたり、また、みずから実践してくれているのではないかと思っているが、我々としては生徒が主体的に学習の意義を考えて取り組むようなしかけをして、あと、細かな具体的な取り組みについては各市町村、または各中学校で、それぞれの児童生徒の実態に応じて取り組んでいただきたいと考えている。

○浦野委員 その53名はどのような募集をされたのか。

○常松教育指導課長 全中学校にチラシの案内を配って教育委員会に申し込みをしてもらった。東は安来から西は津和野、吉賀町あたりの中学生が集まってきた。隠岐からも参加していた。

○浦野委員 そういう会に出席される子どもは、そもそも意欲があるのではないか。

○常松教育指導課長 そうではなくて、やはり学ぶ意味がわからないとか何のために勉強しなくてはいけないのだという疑問を持っている生徒で、今まで自分は意欲的に勉強して

いなかったもので、どうやったら意欲的に勉強できるのかと思って参加したという生徒さんが結構いた。

○浦野委員 その後、自分の姿勢や取り組み方が変わったというアンケート調査等されているか。

○常松教育指導課長 年末にそのアンケートをとっている。集計は手元にないが、終わった直後と、それから12月末ぐらいのアンケートでその変化の調査はしている。

○新田教育長 この学力調査自体が、年2回、国と県独自の調査で、授業の改善、あるいは指導方法の改善等に役立てるのが一番の主目的であるので、そういった正答率等も含め、子どもたちがどこでつまづいているか、どう改善すればわかるかという、要はそういった改善のためのツールとして使うというのが大きい意味だと思う。そういったところもあわせて、しっかりと活用するように働きかけていく必要がある。

○藤田委員 先ほどスマートフォンや携帯の利用率の話だが、持ってない子どももいる。これは中学校なので、中学校で一体どのぐらいの割合の生徒が持っていて、この割合が出ているのかがないと、ただ1時間以上使っているのが60パーセントというのでは、持っていない子もいるので、その割合を把握することも必要ではないか。

○日野健康づくり推進室長 スマホを持っているか持っていないかということは、保健体育課ではスマホのゲーム障害による健康被害ということで取り組みを進めている。スマホの所有率については、どれぐらい持っているかということは確認をしていないのでわからない。先ほどからお話にあるように、うちの課はゲーム障害で懸念しているのは、三、四時間のゲームをしている子どもがいるということは、やはりパーセンテージは少ないかもしれないけれども、気になるところである。

ゲーム障害の治療に卓越された久里浜医療センターの先生であるが、本県にも毎年来て、先日も講演会を開いたところである。その先生の監修による健康とメディアの学習教材というものも配布して、ゲーム、ネットに依存しないような予防教育を進めているが、実際には先ほどの結果にあったように、やはりそれに少し時間をかけてあるために家庭学習時間も削られているのではないかという推察もあった。予防教育の取り組みを進めているが、やはり小児学会のほうでは使わないわけにはいかないとだろうということで、2時間以内なら許される範囲ではないだろうかという見立てもしてある。しかし、3、4時間見る子どもたちの生活リズムとを考えると、久里浜医療センターの先生が言うには、治療に当たって、やっぱりリアルな充実が一番とのことである。体験活動、それから学習が楽しい、

人間関係が楽しいという、学校が魅力的であるということが一番の大事な根幹であると言われているので、今後ともしっかりと把握していく必要を考えるとと思う。

残念ながら、それを持っているか持っていないかの把握はしていないが、親のものを使っているという可能性も最近あるので、その辺の調査は難しいかなと思う。

○藤田委員 親のスマホだけでなく、テレビにつなぐゲーム機があったりとか、そういったものもある。とすると、スマートフォンや電話ではなく、ゲーム自体を家庭で何時間やっているという調査のほうが、実態がもう少しより深く、より広くわかるのではないかなと思う。持っていることよりも何時間やっているのだろうということのほうが重要だと思うので、そちらのほうの調査をされたほうが良いと思う。

○常松教育指導課長 ゲームも調査している。これはホームページの生活・学習に関する意識調査結果概要というのを載せているので、そちらのほうでは掲載しているが、今日お配りしている資料にはない。中2生のテレビゲーム等をする時間については特に中2生が顕著に多いということではない。むしろ小学校5年生、6年生のほうが1時間以上している割合は多いという状況である。だから、今のスマートフォン、携帯電話に関しては中2が目立っている。

○真田委員 2の7のところ、引き続き改善が必要な事項の例というところで、1日当たり1時間以上の割合とか読むことの国語と2つ指摘がされており、引き続き課題がある、引き続き課題があるということであるが、どれなのか。引き続きというのは何年間ぐらいこの課題があるのか。これが5年も6年も続いているということであれば少しは改善されていけばいいが、そのための手を何か打っているかどうかということが大事なのではないかなと思う。

○常松教育指導課長 正確には調べていないが、少なくとも1年や2年ではない。ただ算数に関していうと、毎年、5年生でリボンの長さの問題を出しているが、いわゆる基準となる長さがある、その例えば1.何倍とか0.8とかとあって、それが実際は何センチかという問題を出している。これについては毎年、小学校5年生でいうと正答率が35%台で余り変わっていない。だが、今年度の小学校5年生を調べると、いわゆる算数授業改善のプロジェクトをやっている学校の5年生についてその問題を見ると、8校中5校ぐらひは県平均よりも10%以上高いという数字が出ていたので、やはりそういうプロジェクトに取り組んでいる学校においては、改善が進んでいるのではないかな。

そういう意味では、他の学校にもいかにして広めていくかということと、毎年課題に

なっているものについては、やはりしっかりと意識を持って、それをどう改善していくかをモデル授業などで取り組んでいただくように意識していかなければと思っている。

○新田教育長 引き続き課題があるものについては少しずつでも上に向くように。急には解決できないと思うが、少しずつ課題解決になるようお願いしたいと思う。

○林委員 その課題の一つの中にも家庭学習とあるが、やはりこれは、親の責任が非常に強いという気がしている。幾ら学校の中での熱心に授業があったとしても、そのフォローというか、やはり学校に帰ってどれだけできるかというところで、そこをなかなか促すのは難しいが、保護者の力というか、指導の差も出てくるかと思うので、これがなかなか長年解決できない課題の一つという気がする。各市町村の教育委員会、また各学校も一生懸命やっているが、PTAを通じてなのか、各個別に保護者さんとの対話についても少し力を入れながら、家庭との連携というところをもっと具体的にしていくのが課題解決に向けて必要ではないかなと考えている。

○常松教育指導課長 一つは、復習という意味での課題をどう出していくのかということもあるし、もう一つは、最近の生徒、だんだん予習の仕方がわからないということで、私の前にいた学校でも前にはしなかったような、入学してから最初の1週間ぐらいで予習の仕方を授業で教えていくということもあった。中学生の中に、勉強の仕方とか予習の仕方がわからないからやらないということもあるので、各学校で原因を突きとめていただいて、それぞれの学校で応じた対応策をとっていただきたいと考えている。

———原案のとおり了承

#### 第84号 平成31年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（12月末）について（教育指導課）

○濱村地域教育推進室長 12月の教育委員会議で10月末時点の状況を報告して、本日は12月末時点の状況の報告である。

資料の3ページ、表1をご覧ください。就職希望者の割合については22.4%であり、12月末時点での内定率が96.9%となっていて、未内定者が32名、昨年度とほぼ同じであり、高い内定率を維持している。非常に学校現場の教員の皆様の努力により生徒の希望がかなったと考えている。

図2をご覧いただきたい。就職希望者のうち県内、県外の割合だが、県内は72.9%である。昨年と比較すると1.9ポイント下がっている。

図3は就職内定者のうち県内、県外の割合だが、県内就職者は72.8%である。昨年度と比較すると2.1ポイント下がっている。資料には記載していないが、県内就職希望者の割合を地域別で見ると、東部が80.6%、西部が62.1%、隠岐が33.3%となり、この県内就職希望者の割合を昨年と比較すると、東部は4ポイント減、西部は5.2ポイント増、隠岐は8ポイント減となり、全体として1.9ポイントの減となっている。

図4の地区別の内定率で、各地区とも昨年の内定率と同様な数値となっている。今後、未内定者の32名については希望する進路がかなうよう、引き続き高校と連携をしながら取り組んでいきたいと考えている。

○出雲委員 県内の就職希望者数が若干減っているように思うのだが、生徒の人数等々もあるが、県内の企業の求人は、例えば昨年に比べていかがか。

○濱村地域教育推進室長 県内の求人状況だが、島根労働局の発表の資料を見ると、11月末現在で求人数は昨年に比べて10.1%増えている。ただ、もう一方で全国の求人についても、同じく11月末で厚生労働省が発表しているが、これも10.7%増えていて、全国的に求人が増えているというのが現状である。

———原案のとおり了承

## 報告第85号 平成31年度島根県公立高等学校入学者選抜における推薦選抜等の結果について（教育指導課）

○常松教育指導課長 出願期間は、平成31年1月10日から16日までである。面接等の実施日については1月19日から23日のいずれかで行う。

6番目の推薦選抜である。募集校・学科数は29校57学科、募集人員が1,093名であった。これに対して実施校・学科数は29校54学科ということで3学科の出願がなかったという状況であった。出願者が743名で合格内定者が675名である。これも入試制度が変わって3年目というところで、生徒の動向も入試制度の変わる前の状況に戻ったという状況が見てとれると思う。

4の2をご覧いただきたい。中高一貫教育校（連携型）特別選抜、これは飯南高校普通科と吉賀高校普通科である。出願が飯南高校23名、吉賀高校23名で、合格内定者が飯南高校23名、吉賀高校は20名であった。

それからスポーツ特別選抜であるが、募集校は14校で、実施校は12校となり、2校は出願がなかった。出願数が40名、合格内定者数は40名である。

これらについて、1月の28日月曜日、各高等学校長から中学校長へ通知をしている。そして、合格発表については3月13日の10時、一般選抜合格者ととともに各高校で受験番号を掲示するという形で発表をしている。

次に、4の3、長いA3の縦長であるが、これは各高校の選抜の状況である。1点だけ、真ん中ちょっと右側に推薦選抜という枠があり、身元引受人によるというものがあるが、今年度については107名が身元引受人という形で合格になっている。昨年度が88名であるので増えているが、これも前回説明したように、水産高校の出願に関して昨年とは身元引受人の取り扱いが変わっているので、その分の増加も見込まれており、その分増加があると考えている。

4の4、4の5については、スポーツ特別選抜の結果について掲載している。

———原案のとおり了承

#### 報告第86号 平成30年度優良公民館及び公民館職員表彰について（社会教育課）

○前田社会教育課長 優良公民館表彰は事業内容や方法などに工夫を凝らし、地域住民の学習活動に大きく貢献している公民館を表彰するものである。推薦や選考に当たっては、開館日数や対象区域内の住民の利用率が高く、関係機関との連携によって地域の実情に即した効果的な事業が実施されていることなどを要件としている。

公民館職員表彰は公民館活動の振興に顕著な功績があった職員を館長として、または主事等その他職員としてそれぞれ表彰をするものである。推薦や選考に当たっては、館長は、指導体制の充実や事業の効果的な実施、公民館の利用、運営の改善を図ったことなど、その他の職員は、事業計画や学習方法に創意工夫したことや地域住民の学習意欲を喚起したことなどを要件、あるいは評価項目としている。手順としては、市町村教育委員会から推



薦のあった者を県の審査委員会において選考した上で決定しており、1市町村当たりの上限数や県トータルでの上限数は設けていない。

優良公民館表彰は、今年度は2件が表彰対象となった。奥出雲町の布勢公民館と浜田市の雲城公民館である。いずれも地域の特性を生かし、地域から頼りにされる公民館として積極的な活動を行っておられる。主な表彰理由は資料に記載しているので、ここでの説明は省略させていただく。

公民館職員表彰は、今年度は15名が表彰対象となった。各人のお名前や主な表彰理由は資料5の2から5の4に記載している。一人ずつの説明は省略させていただくが、いずれも公民館活動に情熱を持って取り組まれ、功績を上げておられる方々である。

表彰式は、今月11日に浜田市で開催する島根県公民館研究集会において行い、新田教育長から表彰状を授与していただく。なお、この研究集会は、毎年500人を超える参加者が集い、ともに学び合う有益な機会となっている。

———原案のとおり了承

## 新田教育長 非公開宣言

### —非公開—

○新田教育長 今回の議案について条例案、予算案が非公開になっている点について説明する。明日午前中に議会運営委員会が開かれた後、報道解禁になる。午後から知事の定例会見で直接説明するため、それに先立って、公開で予算を説明するわけにいかない。これらの日程の前後関係で非公開になったことについてご了承いただきたい。

### (議決事項)

#### 第21号 使用料、手数料等の額の改定等に関する条例について (総務課)

○仁科総務課長 改訂理由のとおり、消費税法の一部改正に伴い、県が徴収する各種使用料当の額について消費税率8パーセントから10パーセントの引き上げに伴う改訂を行うというものである。

対象となる条例は、島根県立武道施設条例以下7本の条例が改定になる。教育庁だけでなく、知事部局の所管条例を含む条例が対象になり、一括条定する予定になっている。施行日は今年の10月1日としている。

資料6の2、右半分が改正前、左半分が改正後、数字にアンダーラインを引いてあるのが改正の額の新旧である。県立武道館の柔道場なり剣道場の入場料を徴収しない場合1,580円から10パーセントに引き上げられると1,600円になる。

資料6の5、一番下はアンダーラインがない。県立水泳プールの使用料だが、会議室、午前9時から午後5時までのところが510円のままである。これは消費税率アップ分をかけたとして改正額アップ高が10未満の場合は切り捨てになり変わらないためによるものである

○浦野委員 6の12に略とあるのは同じく10未満で変わらないということか。

○仁科総務課長 そのとおりである。

———原案のとおり議決

## 第22号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等について（総務課・学校企画課）

○仁科総務課長 会計年度任用職員制度について、別冊資料より制度の概要を確認したい。見直しの背景である。会計年度任用職員制度の概要の2ページ、地方公務員法及び地方自治法の改正一部改正の基づくものである。地方の厳しい財政状況が続く中、臨時・非常勤職員の増加が見受けられる。平成17年度45.6万人だったものが平成28年度には64.5万人まで増えている。それに対して任用制度の趣旨に沿わない運用が見られることから、法律を改正し、会計年度任用職員制度を設けたり、現行の制度を厳格化していくという方向性が示されている。(1)特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と書いてある。

「特別職」について、イメージとして非常勤の顧問、例えば島根県副知事であった松尾さんが、現在、石見隠岐地域振興顧問として、行政の専門経験を活かして顧問に就任していただいている。特別職の本来の性格としては「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」とある。本来は知識経験等が極めて重要視されていた。一方、島根県においては、軽易な業務を担う方を非常勤嘱託としてこれまで雇用してきた経緯がある。これは財政状況厳しい中で取られてきた措置である。人員削減の中、正規職員は増員が認められず、定数外職員としてカウントされる嘱託職員が増えてきた実情がある。特別職の枠に入る嘱託職員を実際は正規職員の代わりみたいな使い方をしてきたがこれを厳格化していこうというのが一点目である。

二点目は臨時的任用職員についてである。本県においても臨時的任用の枠を使って、正規職員のサポート作業をしていただくということで過去任用してきたが、「常勤職員に欠員を生じた場合」に任用が厳格化された。

法律の趣旨にそぐわないということを示正する必要があるということで、(2)一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化ということで、嘱託職員や臨時的職員など非正規の方をこの度、法律上会計年度任用職員と位置づけようということになった。

地方自治法の一部改正だが、何が一番変わるというのは、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能になる。非常勤嘱託職員、臨時的任用職員は行政部門において顕著な傾向がみられていた。どちらかということだと教員部門はある程度、法律の趣旨に沿ってきたのではないかとことだが、教育部門においても行政にならって同一の取り扱いをされる。現行職の新制度の位置付けであるが、教育に関する職で、常勤講師については臨時的

任用職員という位置づけである。これは法が求めるように、正規職員の欠員が生じたところを埋めるという性格の問題であるため今後も変更はない。非常勤講師は、現在、非常勤嘱託職員という位置づけであり、今後、会計年度任用職員制度の創設に伴い、32年度以降、会計年度任用職員のくくりになる。

4 ページ、考え方である。知事部局の考え方イコール我々もこの考え方にならって整備していくが、区分として大きく分けて3つ分かれる。いわゆる特殊単価、一般単価をベース、いわゆる特殊単価と区分である。特殊単価は、ある程度専門知識を持って対応される業種である。一般単価は、資格等はあるが正規職員の指示の下で働くというものである。一般的な嘱託、臨時的職員がここにあたる。いわゆる特殊単価は警備員調理・調理員などである。報酬設定の方法は、それぞれ現行の報酬水準を標準に設定する。一般単価のところでは職務経歴に応じて決定とあるが、現行の報酬水準を標準に設定する。

会計年度任用職員についての勤務形態は、パートタイムとする。休暇等は、国の一般職の非常勤職員の制度と均衡を踏まえて別段の規則で今後定める。現在人事課を中心に検討中である。

期末手当は、任期が6月以上であって、勤務日数、又は勤務時間が週当たり2日・15時間30分以上の者に対し、期末手当を支給する。支給率は1.2か月である。

人事評価は、正規職員について人事評価が適応されている。ボリュームもあり、全ての非正規職員の方になると作業が膨大になり、今後制度設計をするが簡便な制度になると思う。

通勤手当は、常勤職員との均衡を踏まえる。現行制度上は警備員・調理員など月当たりの出勤日数が一定以上ないため通勤手当が出ないというのが実態であり問題視されていた。そういった課題を踏まえ出勤に応じて支給する。

公募によらない再度の任用については、会計年度任職員なので単年で任用である。その任用のために、毎年試験をするかどうかの問題にかかってくるが、原則4回までは公募によらない。要は、試験によらない任用になる。

では本題に入る。

条例の概要である。報酬の額。資料7の3 条例第2条、職員に対する報酬の額は、日額、月額、時間額で定めるものとし、別表第1に定める職員の種別に対応する額を超えない範囲内においてとあり、上限額を定めるという書きぶりになっている。上限額を定めた別表1は7の6である。教育業務に従事する者は、月額332,500円、時間額、5,

000円が上限である。両方とも現在の適応額で一番高い。時間額の5,000円はスクールカウンセラーである。月額332,500円は、商工労働部の高等技術校の非常勤の先生と聞いている。

7の1に戻っていただきたい。イ 通勤手当及び時間外勤務手当に相当する報酬を支給するとなっている。

(3) 期末手当についてである。期末手当は、任期の定めが6月以上の職員であって、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務とある、そういった方々を対象に期末手当基礎額に100分の120を乗じた額を基本に考える。条例については以上である。

○真田委員 別冊資料の人事評価を導入するとあるがこれは大変なのではないか。まず毎日いらっしゃらない。日程に合わせるのも数があるので心配する。検討していただきたい。

○仁科総務課長 法定事項ではあるが、極めて簡便な方法で対応したいと考えている。知事部局でも検討されているが同じ方針と聞いている。

――原案のとおり議決

### 第23号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項にかかる教育委員会の意見について（総務課・保健体育課）

○仁科総務課長 31年度から保健体育課の業務の一部を知事部局に移し、スポーツ振興課という組織を設ける。昨年度の3月の教育委員会会議において、スポーツ行政の一元化ということで総務部の人事課においてスタッフを一人配置してチェックしていくと説明した。実際に30年度に一年間かけて、スポーツ行政一元化ということを知事部局人事課中心に検討していただいた。スポーツの一元化というのは各都道府において主流になっており、半分以上が知事部局を中心にスポーツ一元化に取り組んでいる。島根県もスポーツ一元化をやっていこうということになった。

根拠を説明する。地方教育行政の組織及び運営に関する法律23条において、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）に掲げる教育に関する事務について知事が、管理し、及び執行することができる」と法律でうたわれている。この法律に基づいてこの度、スポーツに関する事務

について知事部局に業務が移管されることになった。

2 議会は条例の制定の議決をする前に、教育委員会の意見を聴かなければならないとある。この規定に基づいて議決を得たい。議会が条例の制定の議決をするということで、島根県教育委員の職務権限に属する事務の管理及び失効の特例に関する条例が出るため、教育委員会の意見を聴くという手続きが必要となる。

条例の概要 (1) スポーツに関する事務（学校体育に関する事務を除く）これに関しては知事が管理、遂行するとある。スポーツを区分で言うと、社会人スポーツ、生涯スポーツとも教育委員から知事に移る。学校体育は教育委員会に残る。大会区分は、国体は知事に移り、インターハイは教育委員会に残る。そうしたことに伴い、掲げる条例の規定の整備 ア 島根県部設置条例、これは知事部局に関する条例であるが、この度、知事部局の環境生活部でスポーツの一元化がはかれる。併せてイ スポーツ推進審議会、ウ 武道施設、エ 体育施設条例について条文が教育委員会主体という文言が知事という文言に変わる。これらは4月1日に施行される。

5 議会に対する教育委員会としての意見、ここを教育員会で議決していただきたい。具体的には、「知事提出第31号議案「島根県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例」は、スポーツ全体の振興を効果的かつ効率的に図ること及び国民体育大会の準備体制を強化するため必要な改正を行うものであり、適切と考えます。」という意見を教育委員会の意見として諮りたい。

○新田教育長 ちょうど1年前位に検討を進める旨お伝えしたところで、これまで人事課中心に検討を進めてきた。例えば障がいスポーツは健康福祉部、プロスポーツは地域振興部が持っているなどばらばらになっている。国体の準備対策として一元化した方がいいと検討を進めてきた。

これが議決されると31年4月の体制が変更するという流れで明日公表される提出議案に入ってくるという位置付けである。

○真田委員 国体の強化などは全て移るということか。

○新田教育長 いわゆる競技スポーツはそういうことになる。本県の場合、国体を含めジュニアの競技力を期待していることが大きい。インターハイは教育委員会で、連携は引継ぎ必要である。

○仁科総務課長 連携という言葉だが、場所もこの教育委員会の1階の同じ部屋で保健体育課とスポーツ振興課が横にしながら連携を取るということになっている。

○藤田委員 小学校、中学校、スポーツ少年団のそれぞれの役割は大きい。学校と知事部局とうまく関係をとらないと、指導する先生、子供たちが混乱する。体力をつけていかないと学力も伴わない。うまく区分に配慮しながら進めてほしい。

○林委員 国体開催後も社会人スポーツ、生涯スポーツは知事部局でされる予定か。

○仁科務課長 そのとおりである。

○真田委員 10年後、今の小学1、2年生ぐらいが対象になる。計画的にやらないとなかなか大変だと思う。

○新田教育長 来年度にはそういった予算を考えている。

――原案のとおり議決

#### 第24号 県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部改正について (学校企画課)

○福間学校企画課長 資料9の1をご覧ください。提案理由は児童数、生徒数の変動に伴い、職員の定数を改正する必要がある。高等学校の教育職員の定数は5人減、事務職員・技術職員は1人減、特別支援学校は、教育職員1人の増、事務職員及び技術職員の増減はない。小中学校及び義務教育学校については、教育職員は18人の減、事務職員及び技術職員に増減はない。高等学校については松江東、大社、益田3校の定数減により減となっている。また、隠岐水産高校に美術教員の県単加配を行うため、1名の増となっている。特別支援学校は学級数の増減により合計して1名の増となっている。小中学校は小学校の英語専科指導など国への加配要求、少人数学級が増えることにより合計で32名増えるようになるが、一方で学校の統廃合や児童生徒数の減少により50名減るということで差し引き18名の減となる。

小中学校によっては実際に学校に配置する人数は今年の4月1日に確定するので示した数字は最大限の見込みである。

――原案のとおり

(報告事項)

第87号 平成31年度当初予算案及び平成30年度2月補正予算案(初日上程分)の概要について(総務課)

○仁科総務課長 平成31年度当初予算案である。表の30年度の当初予算案は、865億円、来年度は842億円、22億円の減額、率は2.6パーセントの減である。要因は、教育施設課事業費が13億5千万円の減額、これは出雲養護学校や松江養護学校の校舎整備である。学校企画課6,900万円の減額、これは高等学校等就学支援金、これは910万円未満の世帯の生徒に対して授業料に充てるため国から交付される支援金である。対象生徒の見込み数が減少するということである。教育指導課9,700万円の増額である。魅力化ビジョンの高校魅力化コンソーシアムの整備のための基盤づくりに31年から新規事業に着手するための増額である。特別支援教育課3,600万円の増額である。県立高校については今年度でICT環境整備を行ったが、特別支援学校については遅らせていた。昨年度、特別支援教育に関する推進プランが32年度から実施するため、それに合わせて特別支援学校についてもICT化について予算要求する予定であったが、現場からの要望があり、財政に認めてもらい、この度ICT環境を整えることになった。保健体育課3,400万の増額である。2巡目国体の準備経費である。文化財課5,000万増額である。来年度、東京の国立博物館において特別展「出雲と大和」の事業費である。

給与費については対前年比10億円の減額である。少子化による児童・生徒数の減により教員数の減、また退職者見込みが増えるということで給与費が減るためである。

債務負担行為については、初めから確実に事業費が複数年かかるということがわかっているものを設定するものである。この度浜田水産、隠岐水産高校寄宿舎整備事業費以下6点について限度額・期間設定を行った。

平成31年度当初予算主要事業の概要である。

7県立学校における教育の質の向上である。主幹教諭の配置について中山間地域の魅力化の推進を先生がバラバラでするのは統一性がないという事で、体系的に魅力化を進めていこうと今年度予算8名認められたが、来年度も8名のままである。増員要求をしたが、配置されて半年で成果が表れていないため増員にいたらなかった。未開設教科の解消。中



山間地域を対象として「地理」「芸術系科目」について専門教員を配置する余裕がないということだったが今年度初めて6名配置した。増員を要求したが来年度は7名にとどまった。県立高校業務アシスタント事業については国の補助はなく、県単独の事業である。今年度の予算では7校が予算化された。31年度については19校である。19の根拠は、小中の国の配置基準であるクラス10名クラス以上である。この基準通りに認めてもらい19校になった。県立学校ICT環境整備事業。県立高校については30年度予算が付いているが特別支援学校は264教室新規でつけていただくことになった。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業についてである。出雲市の村田製作所の外国人雇用を中心に県内の外国人の家族が来られ、児童生徒が増えている。その方々への対応という事で、既存授業もある。日本語指導が必要な児童生徒に対し日本語指導を実施する市町村を支援することで引き続き出雲市に対応していきたい。また、外国人の児童生徒や保護者との意思疎通を図るための多言語翻訳システムを導入する市町村を支援するという事で、新規事業としてやっていきたい。一般の言語というより教育特有の専門的な言葉に対応できるシステムと聞いている。

国民体育大会開催準備事業についてである。平成41年の開催に誘致している国民体育体会及び全国生涯スポーツ大会の開催に向けた準備や組織強化に着手する。

平成30年度2月補正予算案についてである。教育委員会の補正予算額の補正額としては4億4600万である。これについては2つある。県立学校におけるエアコンの整備。隠岐水産高校と浜田水産高校にエアコンがないため整備する。また高校のエアコン整備はPTA会費で負担してきたが今後基本的に県負担に変える。その方針を実行するのに財源など実態どうか調べる必要がある。一年かけて調査し整備する。古代出雲歴史博物館管理運営事業である。特別展「出雲と大和」が東京で開催される。それに伴い、今歴博で保存されている物の大部分が期間中東京に移動する。その期間を利用して、施設が10年経ち劣化等目立ってきているので改修する。双方とも国の今年度の公金事業を活用するとか、着手を急ぐという事で来年度ではなく2月補正で計上し、予算を獲得し、全額来年度に繰り越ししたい。

最後に子ども読書活動推進事業について補足説明する。小中学校については国からの交付税措置がされているところである。また、併せて県からも補助金を出している。昨年の議会で総務部長が、市町村が国からもらっている交付税と県からの補助金を足し上げると市町村が支出している学校司書配置等経費以上のものをもらっているのはいかなものか

という答弁があり、見直し作業を行い、検討を進めた。国の交付金と合わせて市町村が必要とする残りの部分のみ補助金を出すと財政課が言ってきたが、全市町村の意見をまとめた結果31年度予算については減額しないということになった。32年度については見直し作業をする。

○浦野委員 魅力化で県外生が増えると思うが、学校寄宿舎の問題はいろいろな学校が出てくると思う。津和野高校は地区40年過ぎていて古いと聞いている。他も今年度もあふれると聞いている。

○仁科総務課長 なかなかハード整備は難しい。市町村と協力を得ながらということになる。

――原案のとおり了承

**第88号 平成31年度県立学校校長職、教頭職採用・昇任候補者選考試験結果について（学校企画課）**

――原案のとおり了承

**新田教育長 閉会宣言 16時05分**